

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一号)(衆議院送付)

要旨

本法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成二十一年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、平成二十一年度一般会計補正予算(第2号)による国税の減額補正に伴い、地方交付税の総額が二兆九千五百十四億七千五百万円減少することから、これを補てんするため、平成二十一年度分の地方交付税の総額の特例として二兆九千五百十四億七千五百万円を加算する。

二、一の加算額のうち、一兆四千七百五十七億三千七百五十万円に相当する額について、平成二十八年年度から平成四十二年度までの各年度における地方交付税の総額から九百八十三億八千二百五十万円をそれぞれ減額する。

三、この法律は、公布の日から施行する。